

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証

保証料率を上乗せすることで、経営者保証が不要となる保証制度です。

資格要件	(1)～(5)のすべてに該当する中小企業者(法人) ただし、法人の設立事業年度の決算がない法人は(1)～(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人は(3)の資格要件は問わない (1)過去2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2)直近決算において、代表者(代表者に準ずる者を含む)への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3)次の両方またはいずれかに該当すること ①直近決算において債務超過でないこと ②直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②申込日を含む事業年度以降の決算において代表者(代表者に準ずる者を含む)への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと (5)保証料率の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望していること
資金用途	運転・設備・返済資金(事業資金) 【セーフティネット4号または5号の認定を受けている場合】 運転・設備・返済資金(経営の安定に必要な事業資金)
保証限度額	8,000万円 【セーフティネット4号または5号の認定を受けている場合】 別枠で8,000万円
保証期間	一括返済:1年以内 均等分割返済:10年以内(据置期間1年以内)
保証割合	責任共有対象(80%保証) 【セーフティネット4号の認定を受けている場合】 責任共有対象外(100%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または均等分割返済
担保	不要
連帯保証人	不要
保証料率	資格要件(3)①及び②のいずれも満たす場合:年0.70%～年2.15% (セーフティネット4号の認定を受けている場合:年1.15%、 セーフティネット5号の認定を受けている場合:年1.05%) 資格要件(3)①または②のいずれか一方を満たす場合または、法人設立後2事業年度の決算がない場合:年0.90%～年2.35% (セーフティネット4号の認定を受けている場合:年1.35%、 セーフティネット5号の認定を受けている場合:年1.25%) ※会計参与設置会社は0.1%割引適用あり ※保証申込日に応じて下記のとおり国の保証料補助が適用されます。(上記保証料率は補助前) 令和6年3月15日～令和7年3月31日:0.15% 令和7年4月1日～令和8年3月31日:0.10% 令和8年4月1日～令和9年3月31日:0.05% ただし、条件変更に伴い、追加して生じる保証料は補助対象外
必要書類	・所定の申込書類一式 ・事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書
備考	・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度(振興対策資金[経営者保証改革枠])がございます。 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。詳細は「 和歌山県中小企業融資制度ご案内 」をご覧ください。
取扱期間	令和9年3月31日保証協会申込受付分まで

※上記は制度の概要となります。保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。